

70歳未満の人の 所得区分と自己負担限度額



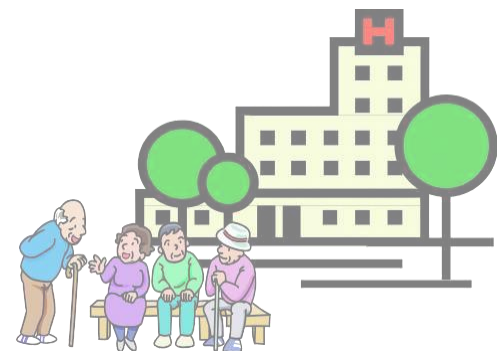
自己負担限度額(月額)



所得区分	自己負担限度額(月額)		
	3回目まで	4回目以降	年間上限
所得901万円超 (ア)	270,300円 +(医療費-901,000円)×1%	140,100円	168万円
所得600万円超 901万円以下 (イ)	179,100円 +(医療費-597,000円)×1%	93,000円	111万円
所得210万円超 600万円以下 (ウ)	85,800円 +(医療費-286,000円)×1%	44,400円	53万円
所得210万円以下 (住民税非課税世帯を除く) (エ)	61,500円	44,400円	53万円 ※
住民税非課税世帯 (オ)	36,900円	24,600円	29万円

※年収約200万円までの区分と確認できた人は41万円(償還払い)。

- ・所得とは「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は所得区分「ア」とみなされます。
- ・過去12ヶ月間に同一世帯で自己負担限度額の支払が4回以上あった場合、4回目以降の限度額は変更になります。
- ・高額療養費は保険税に滞納がある場合、給付を一時差し止めする場合がございます。また限度額適用認定証についても、保険税に滞納がある場合は発行することができません。



自己負担額の計算方法

- 月の初めから末日まで、月ごとの受診で計算します。
- 2箇所以上の医療機関を受診した場合は、別々に計算します。
- 食事代や差額ベッド料など保険診療対象外のものは含みません。
- 同じ医療機関ごとで計算し、外来と入院、医科と歯科の計算は別になります。
- 同一世帯内で、同月に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、それらを合算することができます。

入院した時の食事代について

所得区分	標準負担額(1食あたり)		
住民税課税世帯	550円		
住民税非課税世帯	過去 12か月の入院日数	90日までの入院	270円
低所得者Ⅱ		90日を超える入院	220円
低所得者Ⅰ	130円		

- ・住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。国保担当窓口申請してください。
- ・90日を超える入院で減額を受けるためには、国保担当窓口申請してください。
- ・65歳以上の人が療養病床に入院したときは、食費1食あたり550円(一部医療機関では510円)、居住費1日あたり430円を自己負担します。所得や疾病などにより、負担が軽減される場合があります。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご活用ください。



70歳以上75歳未満の人の 所得区分と自己負担限度額



自己負担限度額(月額)

所得区分	外来＋入院(世帯単位)		年間上限
	外来(個人単位)		
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	270,300円＋(医療費－901,000円)×1% 【4回目以降 140,100円】		168万円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	179,100円＋(医療費－597,000円)×1% 【4回目以降 93,000円】		111万円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	85,800円＋(医療費－286,000円)×1% 【4回目以降 44,400円】		53万円
一般 (課税所得145万円未満等)	22,000円 外来年間上限は216,000円	61,500円 外来＋入院の4回目以降44,400円	53万円※
低所得者Ⅱ	11,000円 外来年間上限は96,000円	25,700円 外来＋入院の4回目以降24,600円	29万円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,700円	18万円

※年収約200万円までの区分と確認できた人は41万円(償還払い)

- ・一般、現役並み所得者Ⅲの人は限度額適用認定証の発行はありません。
- ・4回目以降とは、過去12か月以内に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合のことです。
外来(個人単位)の限度額を超えた場合の支給は回数に含みません。
- ・一般、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、外来(個人単位)の限度額を適用後に外来と入院(世帯単位)の限度額を適用します。
- ・一般の外来の年間(8月～翌年7月)限度額は216,000円です(低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来の自己負担額も対象です)。
- ・75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1になります。

低所得者Ⅱ

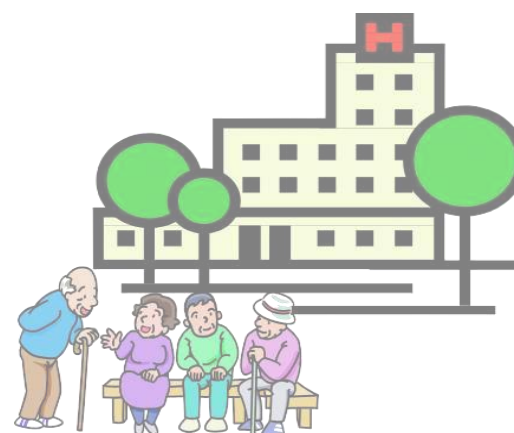
同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者Ⅰを除く)。

低所得者Ⅰ

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は80万円、給与所得は10万円を控除額として計算)を差し引いたとき0円となる人。

自己負担額の計算方法

- 月の初めから末日まで、月ごとの受診で計算します。
- 2箇所以上の医療機関を受診した場合は、別々に計算します。
- 食事代や差額ベッド料など保険診療対象外のものは含みません。
- 同じ医療機関ごとで計算し、外来と入院、医科と歯科の計算は別になります。
- 70歳以上75歳未満の人は、医療機関の区別なく、合算できます。



マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご活用ください。